令和７年第８回

君津市農業委員会議事録

令和７年８月５日（火）

令和７年第８回君津市農業委員会議事録

日　時　令和７年８月５日（火）午後２時００分から午後２時５０分

場　所　君津市役所５階　大会議室

招集者　君津市農業委員会会長　鮎　川　正　幸

議　事　日程第１　会期の決定

日程第２　議事録署名委員の指名

日程第３　議案第　１号から議案第　６号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第４　議案第　７号から議案第１０号　農地法第５条の規定による許可申請について

日程第５　議案第１１号　令和７年度農用地利用集積等促進計画案（令和７年８月）について

日程第６　議案第１２号　地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対する意見について

日程第７　報告第　１号から報告第　６号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告第　７号から報告第１０号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

報告第１１号から報告第２５号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

出席委員（１２名）

１番	内　海　孝　夫	２番	鮎　川　正　幸
３番	水　野　徳　子	４番	小笠原　武　男
５番	笹　本　幸　恵	６番	宇　野　真　弘
９番	小　泉　春　水	１０番	齊　藤　昇
１１番	重　田　忠　男	１２番	長谷川　貢
１３番	鈴　木　隆	１４番	石　井　和　美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	安田　禎則
事務局次長	永蔦　一環
農業委員会事務局副主査	古市　和也

◎会長挨拶

会　　長　皆さん、忙しい中、本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。

非常に暑い日が続いておりまして、場所によっては40度を超えるような暑さだということで、体温を超える暑さということで、非常に危険な暑さが続いているという状態です。

こういう状態ですけれども、私もそうですけれども、やはり外で農作業しなきゃいけないということは、たくさんあるんじゃないかと思います。言われていることですけれども、水分補給とか小まめな休憩を取って、熱中症にならないように十分注意して、作業のほうに当たっていただきたいと思います。

いよいよ、米をやっている方は稲刈りの時期になるわけですけれども、この間数字が出ていましたけれども、要するに米が足りなかったのは米が作れていなかったと、需要に対して生産のほうが追いついていなかったということだということが、だんだん明らかになってきたということです。

米を作る人が大分減ってきている中で、こういうことでいいのかなと、状況がちょっと心配されますが、これから作っている方で、一生懸命頑張って作っていきたいなというふうに思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、会議、よろしくお願いします。

◎諸般の報告

会　　長　７月の総会以降に出席した会議、行事等を報告いたします。

７月１１日、千葉ロッテマリーンズのファーム移転に関する打合せ会議に出席いたしました。水野職務代理、内海委員、山中推進委員が出席されました。

行事等の報告は以上です。

それでは、総会に入ります。

◎開　会　　（午後２時００分）

議　　長　開会をいたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和７年第８回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

◎会期の決定

議　　長　日程第１、会期の決定を議題といたします。

会期は本日１日とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　異議ないものと認め、会期は本日１日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議　　長　日程第２、議事録署名委員について、君津市農業委員会会議規則第１６条第２項の規定により、私から指名いたします。

４番、小笠原武男委員、５番、笹本幸恵委員の２名にお願いいたします。

◎議案第１号ないし議案第６号

議　　長　日程第３、議案第１号ないし第６号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、議案第１号について御説明いたします。

総会資料１ページを御覧ください。

下湯江地先の畑１筆、面積525平米を売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に住んでおり耕作が困難なため、譲受人は取得して経営規模の拡大を図るためです。

許可基準として、譲受人は現在3,800平方メートル余の農地の経営をしており、農機具は田植機、耕うん機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、１人で300日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第２号について御説明いたします。

下湯江地先の畑３筆、合計面積1,350平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に住んでおり耕作が困難なため、譲受人は取得して経営規模の拡大を図るためです。

許可基準として、譲受人は現在、借入農地も含めますと、12万7,000平方メートル余の農

地の経営をしております。

農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等を複数台所有しています。

農作業従事日数は、１人で300日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第３号について御説明いたします。

旅名地先の田４筆、合計面積4,759平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請請理由として、譲渡人は遠方に住んでおり耕作が困難なため、譲受人は取得して経営規模の拡大を図るためです。

許可基準として、譲受人は9,600平米の農地を経営しており、農機具は田植機、トラクター、乾燥機、コンバイン等を所有しております。

年齢は85歳と高齢ではありますが、農作業従事日数は、４人で延べ450日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案書の２ページを御覧ください。

議案第４号について御説明いたします。

怒田沢地先の田１筆、面積3,194平方メートルを無償譲渡により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢で離農したいため、譲受人は耕作面積の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は１万4,000平米余の農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等を所有しております。

農作業従事日数は、２人で延べ500日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案第５号について御説明いたします。

怒田沢地先の田１筆、面積486平方メートルを無償譲渡により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢で離農したいため、譲受人は耕作面積の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は１万2,000平方メートル余の農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機等を所有しております。

農作業従事日数は、３人で延べ530日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

議案６号について御説明いたします。

俵田地先の畑１筆、面積333平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により農地の維持管理が大変なため、隣接地の譲受人に譲渡する。譲受人は、譲渡人からの依頼を受け取得し、自家野菜等の栽培を行うものとしています。

許可基準として、譲受人は所有農地はありませんが、農機具はトラクター、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は、３人で延べ590日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について報告を行います。

議案第１号及び議案第２号については、私から報告いたします。

議案第1号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊１ページを御覧ください。

地図のファミリーマート君津下湯江店の前を通っているのが県道158号になり、富津方面に進み、富津市との境にあるカーブのところを右に入って100メートルほど行ったところになります。

７月２８日に譲受人と現地確認を行いました。申請地は、草刈りをされ、管理された状態でありました。

譲渡人が東京に住んでいるため、耕作できないので、この売買になったということです。

譲受人は、ここで大豆を栽培する予定だと言われておりました。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願いします。

続きまして、議案第２号について報告いたします。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊２ページを御覧ください。

この地図には載っていないのですけれども、議案第２号という表記の上のほうに法巖寺という下湯江のお寺がありまして、その駐車場脇を入って300メートルほど行った右側の畑３筆になります。

７月２７日に譲受人と現地確認を行いました。申請地は、草刈りをされているところと雑草が生えているような場所もあって、ばらばらでした。この先は上湯江の畑がいっぱいあるところで、管理がしやすそうなところでした。

ここでサツマイモを栽培する予定だと言われておりました。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願いします。

続きまして、議案第３号について、９番、小泉委員からお願いします。

小泉委員　９番、小泉です。

議案第３号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所は、別冊の３ページを御覧いただいて、地図上で中央部に旅名橋というところがありますけれども、これが410号線の旅名橋、ここから北上する形になりますけれども、約50メートル行ったところの左側、そこに１筆田んぼがあります。それと、さらに410号線を150メートルほど進みました左側に２筆の田んぼ、そして、さらに100メートルほど進んだ国道の右上になるのですけれども、そこに田んぼが１筆、計４筆の田んぼになります。

こちら、地元の方で譲り受けられるということで、そのまま耕作をして野菜、それから米、芋などをやるということで、既にやっている場所もありました。

何ら問題はないと思いますので、よろしく御審議お願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第４号について、９番、小泉委員からお願いします。

小泉委員　議案第４号について御説明いたします。

詳細は事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊の４ページを御覧ください。

場所については、４ページの右上に三島神社、「社」が抜けていますけれども、三島神社のところから怒田沢方面に約１キロ進みますと、左手になります。そこの田んぼを、地元の方ですので、そのまま既に米を作っているという状況になっていますけれども、そちらを無償で譲渡ということで予定しているということでした。

何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第５号について、９番、小泉委員からお願いします。

小泉委員　続きまして、議案第５号ですが、これも全く場所的には同じになります。地図上では４ページになりますが、場所も第４号の事案と、50メートルほど離れている、間に細い田んぼが２本ぐらい入るのでしょうか、そんな場所です。

こちらも無償譲渡で、既に米を作っているという状況になっています。

いずれも地元の方の農業経営ということですので、何ら問題はないものと思われます。よろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第６号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員　11番の重田です。

議案第６号について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の５ページを開いていただきたいと思います。

旧410号線、馬来田久留里街道、俵田駅前の信号を馬来田方面に向かい、100メートル先を左に入ったところでございます。

現地確認は、７月２９日に譲受人及び譲渡人と現地確認をいたしました。

申請内容について確認をいたしました。申請地は畑として耕作しておりました。

譲渡人は高齢により維持管理が困難なため、譲受人は譲渡人からの依頼を受け取得し、自家野菜の栽培を行うとのことです。

許可基準として、農機具はトラクター１台と軽トラック１台、草刈り機を所有しており、所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いします。

議　　長　ただいま議案第１号ないし議案第６号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第７号ないし議案第１０号

議　　長　日程第４、議案第７号ないし第１０号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第７号について御説明いたします。

議案書の３ページを御覧ください。

東粟倉地先の田１筆、面積1,570平方メートルを、所有権移転により太陽光発電設備へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル276枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで、埋立て等は行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで、自然浸透です。雑排水はありません。

工事については、安全に十分気をつけて実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は北と東側にあります。

パネルの配置や角度等を考慮して、付近の住宅への影響を抑える努力をしております。

また、配線についても、絶縁パイプに入れて埋設します。

点検及び草刈りは、年２回を基準として実施します。

議案第８号ないし議案第９号については、譲受人が同一ですので、一括して御説明いたします。

西日笠地先の田２筆のうち、１筆は面積1,077平方メートル、もう一筆は2,490平方メートルを、地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル、それぞれ160枚、166枚を設置したいとのことです。

用水はありません。排水は雨水だけで、自然浸透です。雑排水はありません。

工事については、安全に十分気をつけて実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

隣接する農地は、１筆は東側に１面、もう一筆は北側に２面、東側に１面あります。

パネルの配置や角度等を考慮して、付近の住宅への影響を抑える努力をしております。

また、配線についても、絶縁パイプに入れて埋設します。

点検及び草刈りは、年２回を基準として実施します。

議案第１０号について御説明いたします。

大戸見地先の畑１筆、面積385平方メートルを、使用貸借により専用住宅へ転用するものです。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

譲受人と譲渡人は親子関係です。

用水は、公営水道を使用します。

排水は、合併浄化槽を設置し、排水管を経て水路に放流します。

雨水は、雨水浸透桝を設置し、宅内処理します。

工事中は防護柵を設置し、出入口に人員を配置して、安全に十分努めます。

周辺農地への影響は少ないと思いますが、日照、通風、整地の際には土砂の流出防止に十分配慮します。

以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第７号について、９番、小泉委員からお願いします。

小泉委員　議案第７号について説明いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所は、別冊６ページを御覧ください。

左側の東粟倉の交差点から下のほう、南下するわけですが、300メートルほど下りまして左折、地図上でいくと右に行くようになりますけれども、左折して400メートルほど進んだところになります。

こちらは、現状としては耕作放棄地といった感じです。過去に毎月のように同じ場所で申請があって、御説明させていただいている場所と、ほぼ隣接した場所になります。

太陽光発電ということで、何ら問題はないものと思われます。よろしく御審議ください。

議　　長　続きまして、議案第８号、議案第９号について、９番、小泉委員からお願いします。

小泉委員　では、続いて、議案第８号、議案第９号について説明いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

地図は別冊の７ページを御覧いただいて、非常に分かりにくいのですが、場所を説明するのに、鹿野山上がり口の465号線の西粟倉の交差点から富津方面に２キロほど進みまして、そこから左へ800メートルほど進みます。そこからさらに右へ1.1キロほど進みますと、その先は高宕林道になってしまうのですけれども、1.1キロほど先を右折して、右上100メートルほどの地点ということになります。

ちょうど民家の脇という形になりますけれども、こちらのほうで農地、いずれも耕作はされていないところではありますけれども、何ら問題はないものと思われますので、よろしく御審議ください。

議　　長　続きまして、議案第１０号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員　13番、鈴木でございます。

議案番号第１０号について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊８ページを御覧ください。

国道410号沿いを稲荷神社の前を通りまして、100メートルほど行ったところの右側に三本松公園というのがあります。その向かい側が申請地であります。

７月２４日午前に、代理人と現地の確認及び聞き取りを行いました。現地は、今まで野菜

等を栽培していましたが、現在は休耕しております。

譲渡人と譲受人は親子であります。譲渡人と譲受人は現在同居しておりますけれども、譲受人が結婚するに当たりまして、現在の住宅では手狭になることから、譲渡人、親の畑に使用貸借を設定して、子供夫婦の住宅を建設するということでございます。

申請地の北側にはソーラー発電所が、南側には畑がありますが、問題はないと思われます。よろしく御審議をお願いいたします。

議　　長　ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

５番、笹本委員。

笹本委員　５番、笹本です。

議案番号の８番、９番の方なのですが、隣接地で耕作されている方がいらっしゃるのですよね。年２回の草刈りとなっていますが、実施時期とかって分かりますかね。

事務局　特に記載がないので、ちょっと分からないです。

笹本委員　では、隣接地の方々が耕作しているとなった場合、年２回の草刈りでは、ちょっと回数が少ないじゃないかと思うのですけれども、その辺は臨機応変に、もっと回数増やしてもらえるのですかね。あんまり草が伸び過ぎていると、やっぱり病害虫が心配になると思うのですよね。だから、その辺、譲受人の方に、もう一回聞いてみていただけるといいかなとは思います。

事務局　分かりました。

議　　長　ほかに質問、御意見ありますか。

３番、水野委員。

水野委員　３番、水野です。

先ほどのものと一緒なんですけれども、議案番号８番と９番の件ですが、８番と９番の土地の面積を比べてみると、９号のほうが面積は広いのですが、パネルの数が６枚しか変わっていないのですけれども、それは隣に宅地があるということで、その配慮ということで、その枚数になっているのでしょうか。

事務局　配置を見ますと、近くに家ではなくて山林があって、太陽の日差しの角度の都合で日陰になるようなところがあるので、面積は大きいのですが、パネルの設置数は少ない、そういうふうに計画上見受けられます。

水野委員　分かりました。ありがとうございます。

議　　長　ほかに御質問、御意見ございますか。

６番、宇野委員。

宇野委員　６番、宇野です。

ちょっと思い出したような質問で申し訳ないのですけれども、前、ソーラーパネルの設置のときに、片づけまでというか、最後の後始末まで考えて許認可したほうがいいのではないかという話をしたと思うのですけれども、それはその後どうなったのかなと思って、経過を本当に忘れ去られて終わりなのか、どういう経緯になったのか。今の時点では、許認可には含まれていないのは分かったのですけれども、どのようになっているのかなという。

事務局　以前にお話を伺っていて、県のほうに書類を提出するときにも、その旨を聞かせていただきまして、注意事項として記載はしたのですけれども、相手方に何か言ったかという話とすると、市としては話をしていない。

宇野委員　分かりました。

議　　長　県には一応、そういう話はしている。

事務局　そうです、県のほう、許可下ろすときも、その旨を確認している。

議　　長　ほかに何か御質問、御意見ありますか。

（発言する者なし）

議　　長　それでは、採決に移りたいと思います。

議案第７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第１０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第１１号

議　　長　日程第５、議案第１１号　令和７年度農用地利用集積等促進計画案（令和７年８月について）を議題といたします。

なお、議案第１１号につきましては、６番、宇野真弘委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

（６番　宇野真弘委員　退室）

議　　長　それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第１１号について御説明いたします。

議案書の５ページ、６ページをお開きください。

令和７年度農用地利用集積等促進計画案について説明いたします。

このたび、君津市長より、農用地利用集積等促進計画案を策定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農業委員の意見を求める依頼がありました。

お手元の議案書６ページを御覧ください。

初めに、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区が８件、田16筆、畑１筆、契約面積が田畑合わせまして２万2,003.98平方メートル、小糸地区９件、田24筆、契約面積２万1,444平方メートル、清和地区９件、田25筆、契約面積３万6,838平方メートル、小櫃地区１件、田１筆、契約面積1,168平方メートルとなっております。

次に、機構・受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び面積につきましては、小糸地区１件、田２筆、契約面積は3,048平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書の７ページから20ページに記載されております。

今回の農用地利用集積等促進計画案の策定に当たりまして、市では、農地中間管理事業の促進に関する法律第１８条第５項各号の要件を満たしていると判断しているとのことであり

ます。

以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

鈴木委員。

鈴木委員　13番、鈴木です。

この農用地利用集積等促進計画、今まで農政課の人が説明していたのですが、それはどうなったのですか。

事務局　今回の総会から、この案件については、農業委員会事務局から皆さんのほうに御説明するということで、農政課と協議いたしました。その結果で、今回、事務局員のほうから説明させていただいた形になりました。

以上です。

鈴木委員　分かりましたけれども、そういったことは説明してもらわなきゃ困るのですよね。

事務局　分かりました。失礼いたしました。

議　　長　ということだそうです。

ほかに何かございますか。

（発言する者なし）

議　　長　それでは、議案第１１号について採決したいと思います。

議案第１１号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案については意見がないということで、市長に回答いたします。

それでは、宇野委員の入室を認めます。

（６番　宇野真弘委員　入室）

◎議案第１２号

議　　長　それでは、日程第６、議案第１２号　地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対する意見についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明お願いします。

事務局　議案第１２号について御説明いたします。

君津市農業委員会総会議案（その２）の１ページを御覧ください。

君津市長から、農業経営基盤強化促進計画変更案について、農業委員会の意見を求める依頼がありました。

２ページを御覧ください。

１、変更の区域は、君津地区になります。

２、変更の内容につきましては、目標地図の位置に位置づける農地及び農業を担う者（耕作者）の変更。

目標計画の記載事項の変更。

１、地域における農業の将来の在り方、（２）地域計画の現状及び課題、（３）地域における農業の将来の在り方について、変更の内容に当たります。

３、計画の変更の概要ですが、（１）対象となる農地面積及び筆数について、対象となる農地が702万8,500平方メートル、9,618筆から689万6,800平方メートル、9,068筆となります。減少の理由として、主に、千葉ロッテファーム移転候補地として、貞元地先に都市公園が計画されたことからです。

（２）目標地図に位置づけられる農業を担う者、人数が368名から373名となります。これは、新たに耕作などで借受けする農業者が増えたことからであります。

目標年度の面積が349万3,100平方メートルから341万2,800平方メートルに減少しておりますが、こちらも主に、千葉ロッテファーム移転先候補地として、貞元地先に都市公園が計画されたことから減少するものです。

22ページ、23ページを御覧ください。

農地が減少する理由として、千葉ロッテファーム移転先候補地として計画が進んでいるところから、22ページの１、地域における農業の将来の在り方、（２）地域農業の現況及び課題にあります下線部、都心に近く恵まれた立地条件があるため、農地の他用途への転換については、都市化の進展や地域の状況と調整を図りながら検討する必要があると、23ページ、（３）地域における農業の将来の在り方についての下線部、下のほうの大規模な農地転用の可能性があるが、優良農地の確保を図りつつ農業者の意向を尊重し、本市の健全な発展と振興を視野に入れながら検討する必要がある。転用される農地の耕作者が代替地において継続して営農できるよう、農地等に関する相談や情報提供、農地等の紹介、あっせん等を農業委員会をはじめとした関係機関が連携して実施するについて、追加で記載して変更するもので

す。

以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

鈴木委員。

鈴木委員　昨年、農業委員会で作った目標地図というのがありますよね。それはどういうふうになるのですか。

事務局　目標地図につきましては、３ページから21ページにかけての一覧の内容で変更していく形になります。

新たに農業を担う者が決まったところは記載がされるのと、ハイフンが入力されているところは、主に農業外の利用ということで、地図から抜けていく形になります。先月の農業委員会の総会にて、千葉ロッテ関係の農地の計画を外すという地図を出しておりますので、その部分と、あとそのほかに、太陽光の転用ですとか、あと貞元のほうで地積更正がありましたので、農地の閉鎖等の調整を図った一覧でございますので、これに合わせて地図も変更する予定です。

以上です。

鈴木委員　農業委員会に変更した、色分けの変わった地図があるのですか。

事務局　はい、あります。作って準備してあります。

議　　長　ほかに何か御質問、御意見ありますか。

笹本委員。

笹本委員　５番、笹本です。

代替地とあるのですけれども、耕作者の人が代替地を要求した場合は、ちゃんとその要求に応えられるような土地が用意できそうなのですかね。

事務局　今回変更する目標地図で、農業を担う者がいない農地を中心に御紹介して、できるだけ要望に沿う形にはしたいと考えております。

笹本委員　分かりました。

議　　長　ほかに御質問ありますか。

（発言する者なし）

議　　長　それでは、採決をしたいと思います。

議案第１２号について、意見がある方は、今は質問だけなのか。何か、こうしたいという

のはないですか。

何か意見がある場合は、意見をまとめて、市長のほうにこういう意見があるというふうな報告をするということですが、今、質問があったということで、一応それについては回答したということでよろしいですか。

（発言する者なし）

議　　長　じゃ、意見はないということで、採決したいと思うのですが、よろしいでしょうか。質問あったけれども意見はない。これからこういう形で、市長に回答するというふうな形で進めていくということだそうですので。

宇野委員。

宇野委員　これは、農業委員会として賛成しましたよと。

事務局　変更に対しての意見。

議　　長　何か意見がありますかということで、意見を求められているということなので、意見があったら、その意見を付して市長のほうに回答するということだそうです。

宇野委員　意見がなくて返った場合は、賛成したと。

事務局　意見はありませんと。

議　　長　この内容で、そのまま構いませんよということだそうです。

宇野委員　いつも、だったら、手を挙げているのと同じことになるという。

議　　長　そうです、変わらないのですけれども、ただ、農政課がいないからそうなの。

事務局　ううん、これは違います。

議　　長　何か今までとちょっと変わって、そういうふうにしたということだそうです。

宇野委員　挙手を求めない理由は何かあるのですか。

事務局　いや、求めますよ。これからやる。

議　　長　意見があるかないかを、意見があった場合はその意見を、こういう意見があるというふうに話をまとめて、その意見について、賛成かどうかを皆さんに聞くということだそうで、取りあえず今のは質問があったということだったので、意見はないということで、採決したいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議　　長　じゃ、今の議案第１２号については、農業委員会としての意見はないということで採決したいと思いますが、よろしければ挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　　長　意見はなしということで、市長のほうに回答いたします。

◎報告第１号ないし報告第２５号

議　　長　日程第７、報告第１号ないし報告第２５号について、報告第１号ないし報告第６号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告第７号ないし報告第１０号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告第１１号ないし報告第２５号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第１号ないし報告第２５号について、質問、意見等がありましたら、お願いします。

（発言する者なし）

◎閉　　会

議　　長　以上をもちまして、令和７年第８回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和７年第９回農業委員会総会は、令和７年９月３日水曜日に市役所６階災害対策室にて、午後２時から開催する予定でおりますので、よろしくお願いします。

（午後２時５０分）